

一般廃棄物処理基本計画 (ごみ編)

令和2年3月

名 張 市

はじめに

名張市は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項に基づき、平成20年（2008年）3月に一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）を策定し、市民・事業者・行政が一体となっごみの減量化や資源化、有効利用の促進に取り組んできました。その結果、平成24年度からは、三重県下における1人1日当たりごみ排出量が最も少ない市となり、平成28年（2016年）度は744gで、平均では950gより約200g少ない排出量でした。

一方、名張市の情勢は、平成12年（2000年）をピークとした人口の減少、少子高齢化による単独世帯や夫婦のみ世帯の増加等、市民の生活状況も変化してきています。それらをふまえ、名張市総合計画「新・理想郷プラン」第1次基本計画（平成28年（2016年）度から平成30年（2018年）度）が策定され、また、「第三次なばり快適環境プラン」が平成29年（2017年）度からスタートしました。

少子高齢化によるさまざまな課題は、ごみの減量化や資源化、有効利用の促進にも影響を及ぼす要因となりますが、行政のみならず、市民、事業者が一体となって取り組む課題であり、更なる推進を目指すとともに、「名張市総合計画」及び「なばり快適環境プラン」の趣旨に基づき、本基本計画を策定しごみゼロ社会の実現に取り組めます。

令和2年3月

目 次

第1章	市の概要	
1	位置及び地勢	1
2	人のうごき	2
3	将来構想	3
第2章	ごみ処理の基本方針	
1	理念、目標	5
2	基本方針	5
3	目標年次	5
第3章	ごみ処理の現状と課題	
1	ごみ処理の状況	6
2	ごみ処理事業の変遷	7
3	収集・運搬体制の現況	11
4	ごみ排出量の状況	12
5	指定ごみ袋の状況とごみ処理手数料	17
6	収集・運搬の状況	18
7	中間処理の状況	19
8	中間処理量の実績	20
9	最終処分の状況	20
10	ごみ処理の評価	21
11	その他資源化の取組	23
12	不法投棄・不適正排出対策	23
13	環境教育	24
14	ごみ処理の課題	24
第4章	ごみ処理基本計画	
1	計画の位置づけ	26
2	ごみ処理計画	27
3	収集・運搬計画	31
4	中間処理計画	34
5	最終処分計画	36
6	一般廃棄物処理施設の整備等	36
7	災害廃棄物対策	36

8	不法投棄・不適正排出の防止	36
9	漂流・漂着ごみへの対応	37

第1章 市の概要

1. 位置及び地勢

名張市（以下「本市」という。）は、図1.1.1のとおり三重県西部に位置し、北及び東は伊賀市、南及び西は奈良県に接しています。東西は10.55km、南北は13.10km、面積129.77km²の広がりを持ち、森林面積が約54%を占めていますが、山地の多い地勢は新鮮な空気や清らかな水の恵みをもたらせています。特に、室生赤目国定公園の中心を成す赤目四十八滝をはじめとする溪谷の美しさは市民や訪れる観光客を魅了しています。

本市は、古くから伊勢参りの宿場町、さらに江戸時代には藤堂家の城下町として発達してきました。

明治から昭和にかけて近隣の村落と合併しながら、昭和29年3月に名張市が誕生しました。昭和38年以降には大規模な宅地開発がすすみ、大阪方面への通勤圏として急速な発展を遂げるとともに、市政発足当時3万人だった人口も、昭和56年度には、人口急増率全国1位になるなど発展を続け、8万5千人まで増加しましたが、現在約8万人と減少傾向にあります。平成15年2月に市町村合併の可否を問う住民投票を実施しましたが、合併反対が約7割と多数を占めたことにより、引き続き単独市としての道を歩むこととなりました。

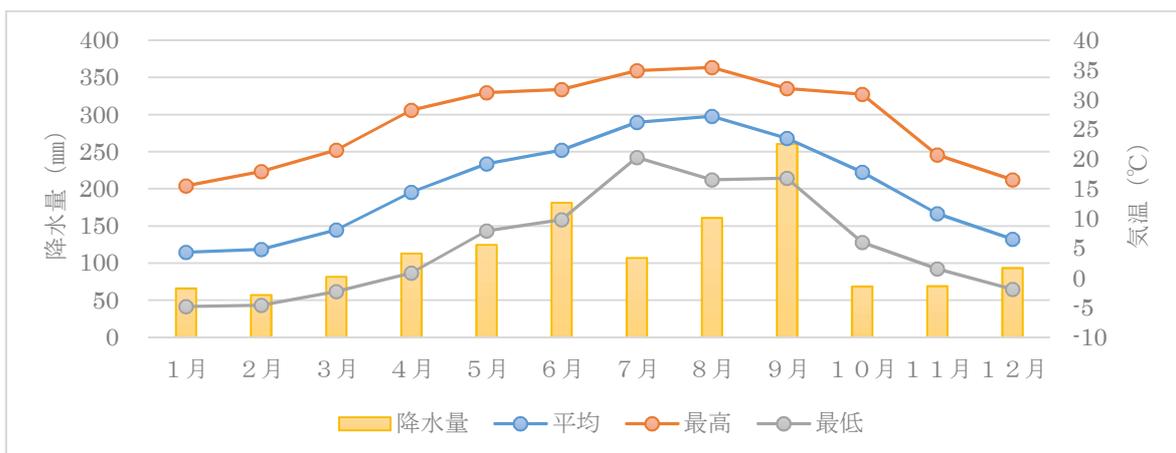
交通面では、基幹道路の国道165号と368号の2路線に主要地方道2路線、一般県道13路線によって幹線道路網を形成しています。また、鉄道では、近鉄大阪線が通勤、通学、観光等に大きな役割を果たしています。

気候は内陸型気候で、平成28年の気温・降水量は図1.1.2のとおりで、年間平均気温は15.4℃ですが、最高気温は35.4℃、最低気温は-4.8℃、平均湿度は83.1%と気温較差の大きいことが特徴となっています。平成28年の年間降水量1,383.0mmとほぼ全国平均並みとなっています。



図1.1.1 名張市の位置

図1.1.2 平成28年 気温・降水量

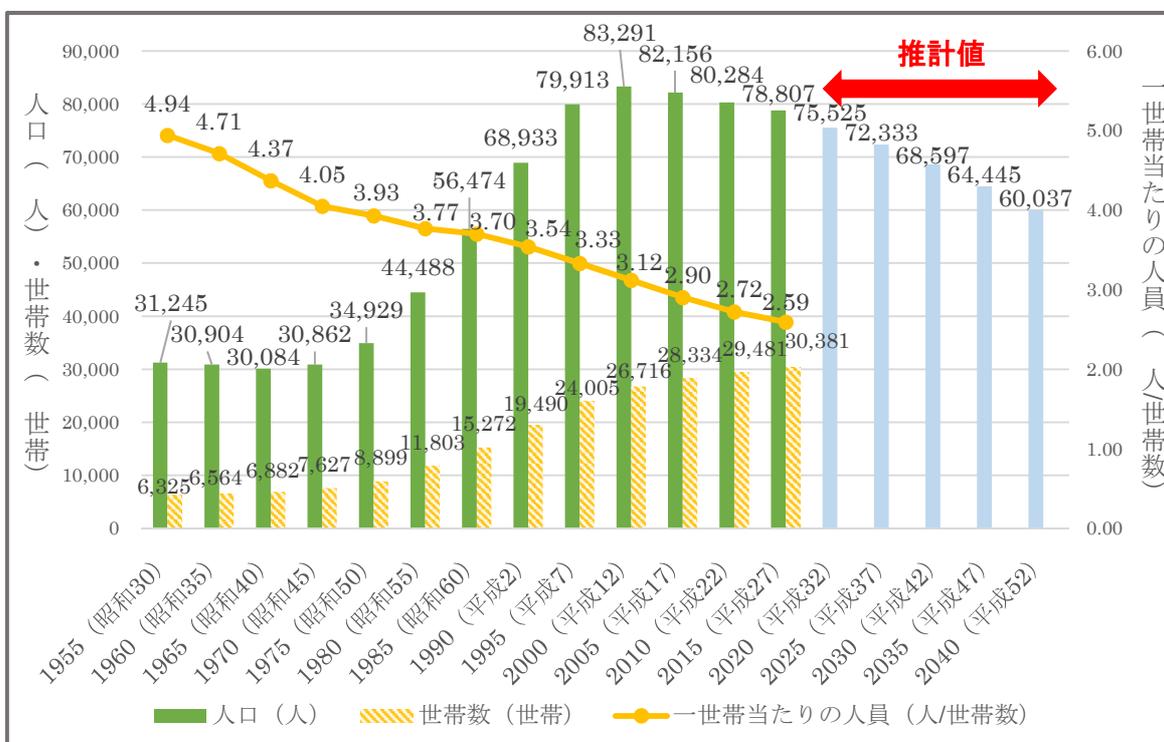


2. 人のうごき

図1.2.1のとおり、大規模な住宅開発に伴う転入者の増加により昭和40年代後半から急増した本市の人口も、平成12年をピークにゆるやかな減少傾向にあり、今後においてもこの傾向が続くものと見込まれます。

また、人口の増加とともに増え続けていた世帯数は、人口のピークを過ぎた今もなお増え続けており、1世帯あたりの人員が年々減少していることから、核家族化や一人暮らし世帯が増えているものと考えられます。

図1.2.1 名張市の人口等の推移と見通し



資料：名張市総合計画「新・理想郷プラン」より抜粋2015（平成27）年までの実績値は、国勢調査（各年10月1日現在）の値。2015（平成27）

年以降の人口総数は、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」の値

3. 将来構想

名張市総合計画「新・理想郷プラン」第1次基本構想（平成28年度～平成30年度）におけるごみ処理に係る事項は以下のとおりです。

【基本目標2】美しい自然に包まれ 快適に暮らせるまち

【基本施策】環境負荷の少ない社会の創造

施策2 循環型社会（ごみ処理に関する部分のみ）

1. 現状と課題

- ごみの排出量は、ごみ処理の有料化等により大幅な減量を果たしましたが、有料化以降については排出量は横ばい状況となっており、さらなる減量を目指す必要があります。
- クリーンセンター施設については、周辺環境への配慮と安定操業に努めながら維持管理経費の抑制を図る必要があります。

2. 基本方針

- 資源循環型社会を構築するため、市民、事業者、行政が一体となって、ごみの減量化や資源化を積極的に進めることにより、ごみゼロ社会を目指すとともに、環境に配慮した安全かつ適正な廃棄物の処理を推進します。

3. 主な取組内容

1) ごみの減量化

- (1) ごみになるものは、「リフューズ（拒否）」、「リデュース（排出抑制）」、「リユース（再使用）」、「リサイクル（再生利用）」の「4R」を基本にごみの減量化・資源化に取り組みます。
- (2) ごみ、資源の分別排出の必要性とその徹底について、積極的な啓発につとめます。
- (3) 事業者に対して、「4R」の取組や事業系ごみの分別排出を徹底するよう指導を行います。

2) リサイクル

- (1) 生ごみや草木類の堆肥化等の施策に取り組み、効果的な実施によりリサイクル率の向上を目指します。
- (2) 家庭ごみに占める割合が最も多い生ごみについては、発生抑制にむけた啓発に取り組みます。

3) 新しいごみ収集システムの構築

- (1) 高齢者や障害者のみの世帯に対応したごみ出し支援システムを構築し、要援護者にやさしいごみ収集につとめます。

4) 廃棄物等の適正な処理

- (1) 一般廃棄物処理施設の適正な運転管理及び維持管理に努め、周辺環境への影響を抑制するなど、安全・安心で衛生的な施設運営を図ります。
- (2) ごみの処理については、一般廃棄物の排出状況に応じた効率的な収集体制の編成を行うとともに、適正な排出及び資源化、減量化を図ります。

第2章 ごみ処理の基本方針

1 理念、目標

本市では、平成20年（2008年）度から平成29年（2017年）度までを計画期間とした「一般廃棄物処理基本画（ごみ編）」により一般廃棄物（以下「ごみ」という。）の処理に関する施策を推進してきました。また、社会情勢の変化や環境負荷の軽減に向けて資源循環型社会の構築を目指した名張市総合計画やなばり快適環境プランを策定しています。これらを受け、ごみの適正な処理により生活環境の保全及び公衆衛生の向上に努めるとともに、ごみゼロ社会を目指し、市民・事業者・行政が協働してごみの減量と資源循環に取り組むことを目標とします。

2 基本方針

本市のごみ処理については、伊賀南部環境衛生組合が本市と伊賀市（青山支所管内）のごみを衛生的にかつ完全に処理する役割を担っています。衛生組合の施設には、中間処理施設として伊賀南部クリーンセンター、最終処分施設として伊賀南部最終処分場、その他の施設として伊賀南部ストックヤード、伊賀南部浄化センターがあります。しかし、伊賀市との共同処理のあり方、伊賀南部クリーンセンターの設置に関する地元協定など、今後のごみ処理施設のあり方を検討する必要があります。

3 目標年次

本基本計画は、平成28年（2016年）度を基準年度、平成30年（2018年）を初年度とし、令和9年（2027年）度を最終年とする期間の基本的な施策について方向づけをするものとします。

しかし、計画期間中に伊賀南部クリーンセンターの使用期限を迎えるため、適切な時期に必要な見直しを行うものとします。

第3章 ごみ処理の現状と課題

1. ごみ処理の状況

本市内から排出されるごみは、伊賀市青山支所管内から排出されるごみとともに、衛生組合で処理・処分を行っています。

1) 処理対象ごみの種類

- 家庭から排出されるごみ・・・家庭系ごみ
- 事業活動によって生じるごみ・・・事業系ごみ

2) 計画処理区域

- 本市の行政区域全域

3) ごみ処理の主な流れ

本市における現況のごみ処理の主な流れは以下のとおりです。

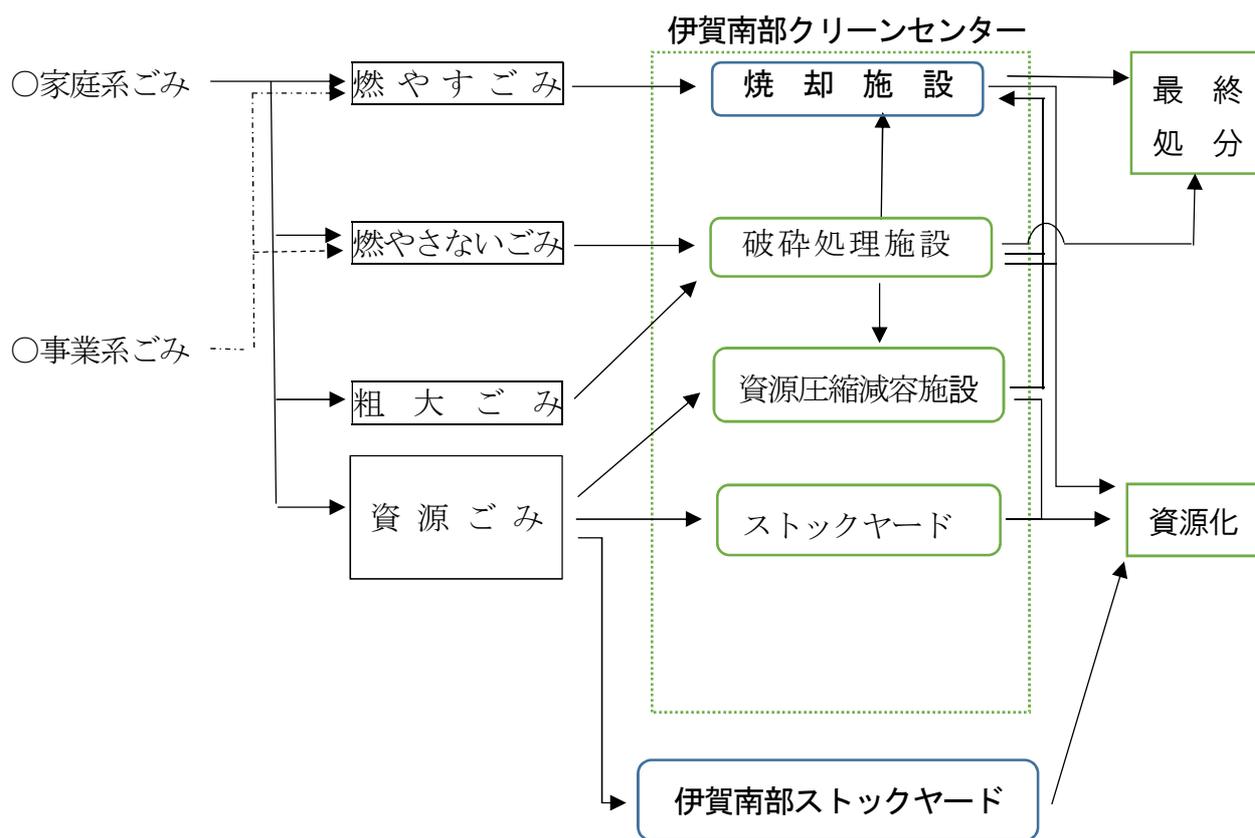


図3.1.1 ごみ処理フロー図

第3章 ごみ処理の現状と課題

2. ごみ処理事業の変遷

本市におけるごみ処理事業の変遷を以下に示します。

表3.2.1 ごみ処理事業の変遷

年 月	市	衛 生 組 合	国 (各法公布)
明治33年4月	(ごみ収集が市町村義務となる)		汚物掃除法
昭和29年4月			清掃法
昭和33年9月	塵埃焼却場竣工 (名張市東町地内)		
昭和45年7月	名張市清掃工場竣工 (のちに第1清掃工場) (名張市青蓮寺地内)		
昭和45年10月		名張市青山町環境衛生組合設立	
昭和45年12月			廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃棄物処理法)
昭和50年11月		名張市青山町不燃物処理場設置 (名張市下比奈知地内)	
昭和51年4月		第2清掃工場竣工 (名張市下比奈知地内)	
昭和60年4月		粗大ごみ収集開始	
昭和61年5月		新清掃工場建設のため第1清掃工場解体	
昭和62年3月	名張市あき地の雑草等の除去に関する条例		
昭和63年4月		伊賀南部環境衛生組合に改称	
昭和63年7月		伊賀南部清掃工場竣工 (名張市青蓮寺地内)	
平成3年4月			再生資源の利用の促進に関する法律 (再生資源利用促進法)
平成4年7月	名張市快適環境基本条例		
平成4年10月		びんと缶の分別収集開始	
平成5年3月	快適環境宣言		
平成5年10月	名張市廃棄物の処理及び環境美化に関する条例 (平成20年一部改正)		
平成5年11月			環境基本法
平成6年3月	名張市環境基本計画「なばり快適環境プラン」策定		
平成7年6月			容器包装リサイクル法

第3章 ごみ処理の現状と課題

年 月	市	衛 生 組 合	国 (各法公布)
平成7年7月		最終処分場建設のため第2清掃工場解体	
平成8年4月		フロンガス回収開始	
平成9年6月		ペットボトル店頭店舗回収開始	
平成9年10月		粗大ごみ個別収集有料化実施	
平成10年6月	名張市まちをきれいにする条例 (平成20年一部改正)		家電リサイクル法
平成10年10月			地球温暖化対策の推進に関する法律(地球温暖化対策推進法)
平成12年度	「環境元年」に位置づけ 一般家庭対象に資源回収実施 生ごみ堆肥化モデル事業の実施		
平成12年5月			グリーン購入法
平成12年6月			再生資源利用促進法を資源有効利用促進法に改正 循環型社会形成推進基本法 食品リサイクル法
平成12年7月		資源ごみ収集に紙・繊維類5品目追加	
平成13年2月	「ごみゼロ・リサイクル社会を目指すアクションプログラム」策定		
平成13年度	ごみゼロ推進キャラクター決定 「なばりのストッピー」 外国語版ごみの分け方・出し方パンフレット作成 レジ袋発生抑制の推進運動(買い物袋持参運動) 生ごみ堆肥化の調査研究 補助制度の見直し 資源ごみ集団回収補助 電動生ごみ処理機購入 補助		
平成13年7月		資源ごみ収集に8品目追加	
平成13年10月	ごみ袋透明化実施		
平成14年7月			自動車リサイクル法

第3章 ごみ処理の現状と課題

年 月	市	衛 生 組 合	国 (各法公布)
平成14年11月		伊賀南部清掃工場 排ガス高度処理施設竣工	
平成15年度	補助制度見直し (廃止)		
平成16年3月	「新しい名張市総合計画 理想郷プラン 基本構想」 「新しい名張市総合計画前期基本計画」策定		
平成19年6月	第二次「なばり快適環境プラン」 策定		
平成19年10月		容器包装プラスチック 分別収集の試行	
平成19年12月	第二次「ごみゼロ・リサイクル社会を目指すアクションプログラム」策定		
平成20年3月	一般廃棄物処理基本計画 (ごみ編) 策定		
平成20年度	ごみ収集方式の統一化 ステーション方式へ移行 生ごみ処理機等の導入助成 (2か年限定)		
平成20年4月	家庭ごみ収集有料化実施 (紙おむつ専用ごみ袋、ポラテイ専用ごみ袋は無料) 名張市放置自動車の発生の防止 及び適正な処理に関する条例	容器包装プラスチック 分別収集本格実施	
平成20年8月	草木類の資源化 草木類をチップ化		
平成20年9月		伊賀南部清掃工場運転停止 伊賀南部最終処分場 一般搬入停止	
平成20年10月		伊賀南部クリーンセンター試運転稼働 (伊賀市奥鹿野地内) 伊賀南部中継所設置 (名張市青蓮寺地内) 事業系草木類の資源化促進	
平成21年2月		伊賀南部クリーンセンター竣工	
平成21年度	不法投棄・不適正排出対策の強化 (環境レンジャー増員)		
平成21年4月		アルミ缶・スチール缶を合わせて缶類、びん類の種別を4種類から3種類に変更	

第3章 ごみ処理の現状と課題

年 月	市	衛 生 組 合	国 (各法公布)
平成22年3月	名張市総合計画「理想郷プラン」後期基本計画策定 第三次「ごみゼロ社会を目指すアクションプログラム」策定		
平成22年度	草木類の資源化推進 せん定枝粉碎処理車購入 3Rの推進		
平成22年8月		使い捨てライターの分別 収集開始	
平成24年2月		伊賀南部ストックヤード 竣工 (名張市青蓮寺地内)	
平成24年4月	名張市環境保全負担金条例		
平成24年8月			小型家電リサイ クル法
平成25年4月	第四次「ごみゼロ社会を目指す アクションプログラム」策定		
平成25年10月	名張市指定ごみ袋の料金改定 (価格引き下げ)		
平成26年1月	使用済小型家電拠点回収 (リサイクルボックス設置)		
平成26年4月		使用済小型家電の拠点 回収開始	
平成28年3月	名張市総合計画「新・理想郷プ ラン」基本構想、第1次基本計 画策定	伊賀南部中継所閉鎖	
平成28年4月	「ボラティ専用ごみ袋」を「不法 投棄物等回収専用 ごみ袋」に名称変更		
平成29年3月	第三次「なばり快適環境 プラン」策定 第五次「ごみゼロ社会を目指す アクションプログラム」策定		
平成30年10月	使用済インクカートリッジ回収 (リサイクルボックス設置)		
令和元年4月	ごみ分別アプリ「さんあーる」		
令和元年11月	「完食！二十面相出没店」登録 制度		
令和2年2月		ごみ分別方法の一部見直しに係 るモデル地域試行	
令和2年3月	一般廃棄物処理基本計画(ごみ 編)策定		

3. 収集・運搬体制の現況

1) ごみの分別区分と排出方法

本市における分別区分と排出方法は以下のとおりです。

表 3.3.1 ごみの分別区分及び排出区分

排出区分	分別区分	収集頻度	収集方式	ごみ袋等
家庭系ごみ	燃やすごみ	週2回	ステーション方式	指定袋
	燃やさないごみ	月2回（第5週はなし）	ステーション方式	指定袋
	粗大ごみ	（電話予約）	戸別収集方式 又は自己搬入	粗大ごみ処理券 又は所定手数料
	資源ごみ			
	びん類・缶類	月1回	ステーション方式	専用かご
	ペットボトル	月1回	ステーション方式 及び拠点方式 ・各市民センター	専用かご
	白色食品トレイ	月1回	ステーション方式	専用かご
	廃食用油	3ヶ月に1回	ステーション方式	専用容器
	蛍光灯・電球	3ヶ月に1回	ステーション方式	専用かご
	体温計・温度計	3ヶ月に1回	ステーション方式	専用かご
	金属類	3ヶ月に1回	ステーション方式	専用かご
	紙・繊維類	月1回	ステーション方式	紙類は結束 繊維類は透明袋
	容器包装 プラスチック	週1回	ステーション方式	透明袋または 半透明袋 (市販品)
事業系ごみ	燃やすごみ	許可業者 又は 自己搬入		
	燃やさないごみ ※草木類は受入なし	許可業者 又は 自己搬入		

2) 収集・運搬システムの概要

本市で発生したごみのうち、家庭系ごみについては、伊賀南部環境衛生組合が直営又は委託による収集・運搬を行い、事業系一般廃棄物については、事業者自ら又は事業者が委託した一般廃棄物収集運搬業許可業者及び一般廃棄物再生利用指定業者（草木類のみ）が収集・運搬しています。

3) ごみステーションの設置状況

本市は全市ステーション方式としており、通常、燃やすごみ・燃やさないごみ・容器包装プラスチック排出用の「ごみステーション」と資源ごみ排出用の「資源ステーション」に区分しています。ステーション数の設置状況は表 3.3.2 に示すとおりです。

第3章 ごみ処理の現状と課題

表3.3.2 ごみステーション数 (平成31年4月1日現在)

	ステーション数
ごみステーション	3,087
資源ステーション	620

4. ごみ排出量の状況

1) 燃やすごみ・燃やさないごみ

燃やすごみは平成19年度に22,604tでしたが、平成20年度の家ごみ有料化の導入後、平成22年度までごみは減少しました。その後、平成28年度までは16,500t前後で推移しており、平成19年度に対し約6,000t(約27%)減量となりました。

燃やさないごみは平成19年度に7,034tでしたが、家ごみ有料化導入後、2,000t弱と約7割減量で推移しています。

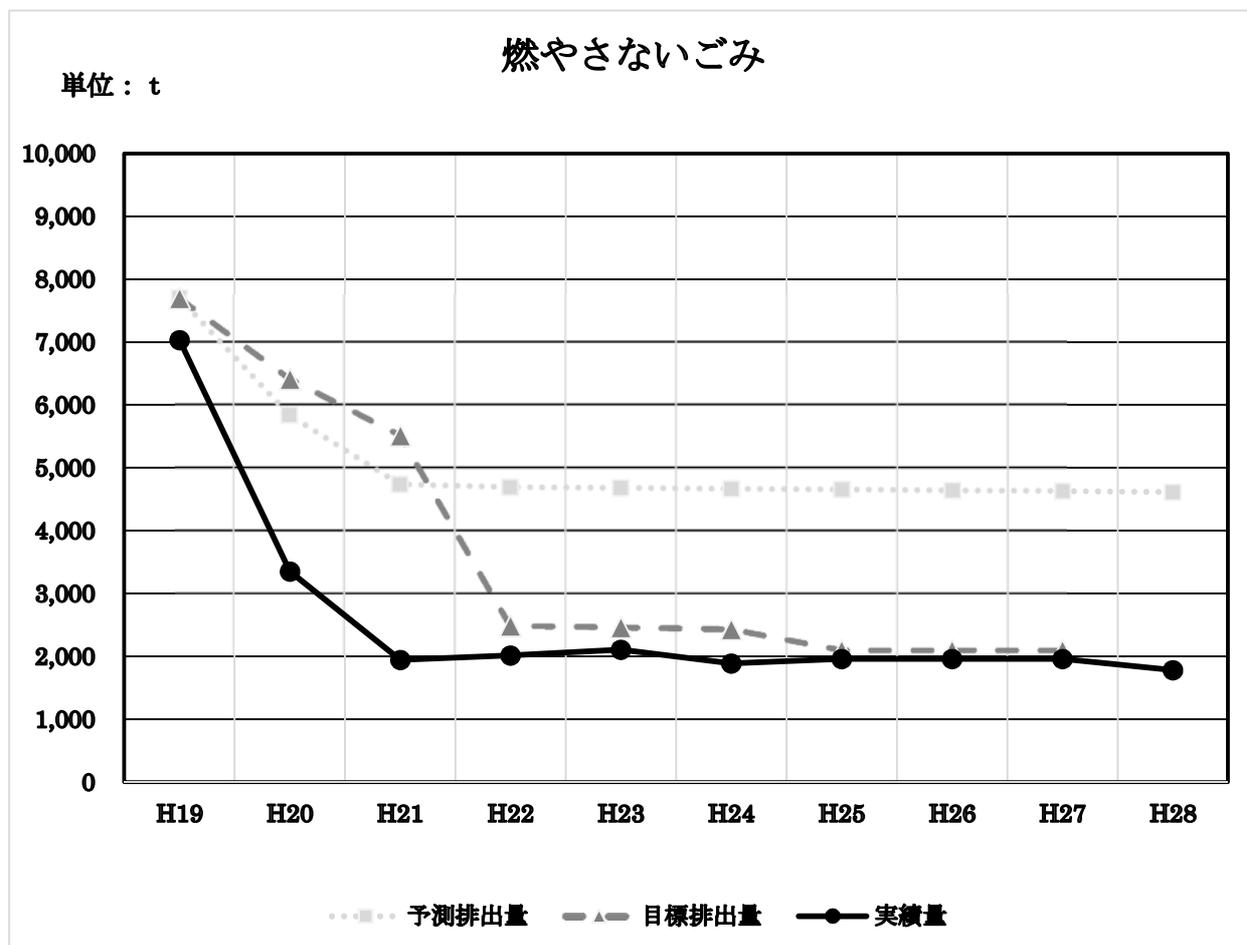
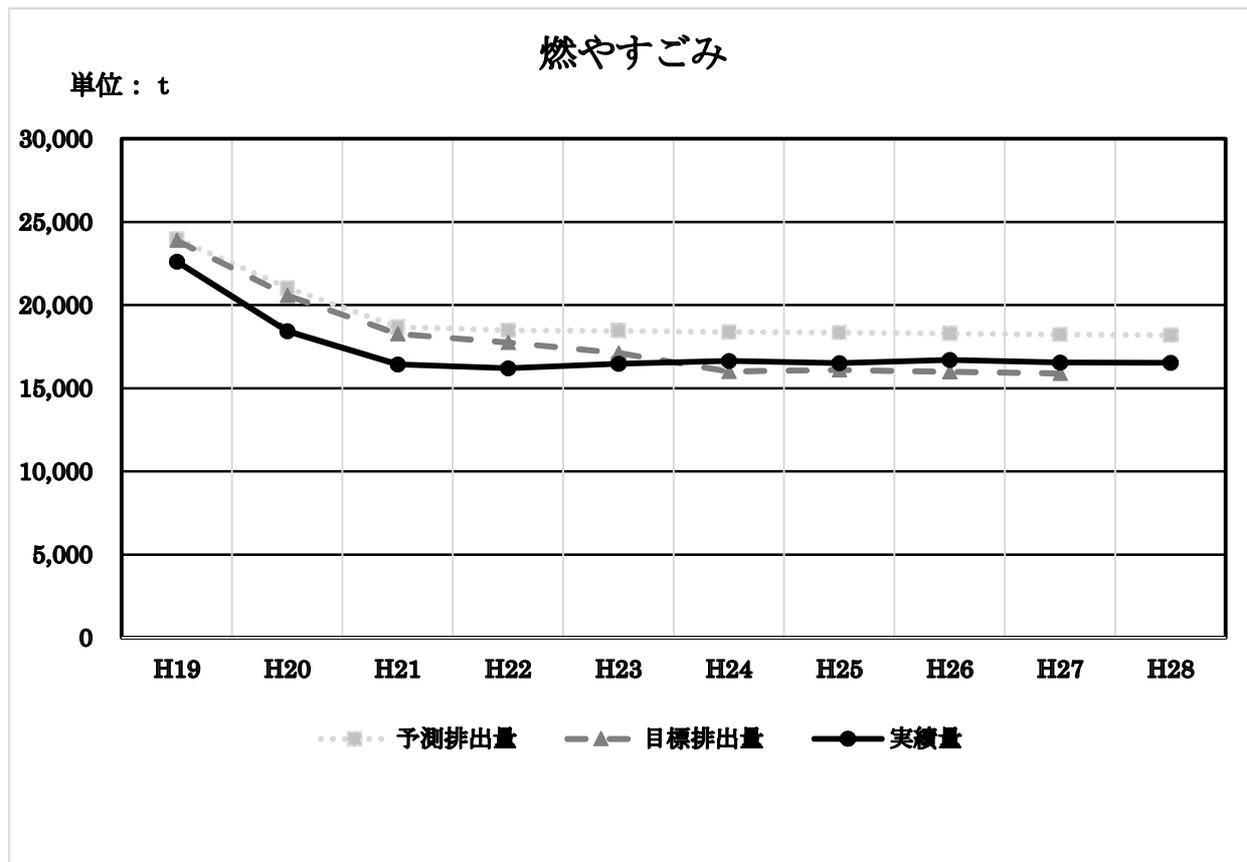
事業系ごみについては、平成19年9月まで3円/kgから平成19年10月から6円/kgに、平成20年10月からは12円/kgにごみ手数料の引き上げを行ったことから、燃やすごみで平成19年度の8,520tから平成28年度約5,800tに減少しました。また燃やさないごみも同3,245tから700t弱へと大きく減量しました。

表3.4.1 燃やすごみ・燃やさないごみの予測排出量・目標排出量・実績量 (単位：t)

□		平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28
燃やすごみ	予測排出量※1	23,991	21,033	18,690	18,494	18,444	18,394	18,344	18,294	18,244	18,194
	目標排出量※2	23,890	20,570	18,270	17,762	17,117	16,012	16,100	16,000	15,900	-
	実績量	22,604	18,423	16,428	16,196	16,469	16,647	16,509	16,709	16,541	16,533
燃やさないごみ	予測排出量※1	7,709	5,841	4,740	4,694	4,681	4,669	4,656	4,643	4,631	4,618
	目標排出量※2	7,696	6,414	5,514	2,490	2,462	2,434	2,100	2,100	2,100	-
	実績量	7,034	3,350	1,948	2,018	2,110	1,888	1,960	1,962	1,961	1,785
アクションプログラム		第二次			第三次			第四次			

※1 予測排出量：一般廃棄物処理基本計画（減量化施策を考慮した場合）での将来予測値

※2 目標排出量：アクションプログラムで掲げた減量目標



第3章 ごみ処理の現状と課題

表3.4.2 家庭系・事業系別の内訳

(単位：t)

			平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	
燃やさないごみ	家庭系ごみ	直営収集	8,672	6,996	5,826	4,474	4,453	2,724	2,698	1,075	—	—	
		委託収集	4,695	3,864	4,776	5,969	6,055	7,834	7,732	9,606	10,562	10,487	
		直接搬入	717	534	233	219	199	231	244	282	266	279	
		小計	14,084	11,394	10,835	10,662	10,707	10,789	10,674	10,963	10,828	10,766	
	事業系ごみ	許可業者	6,264	5,557	4,796	4,816	5,013	5,057	5,068	5,012	4,968	4,996	
		直接搬入	2,256	1,472	797	718	749	801	767	734	745	771	
		小計	8,520	7,029	5,593	5,534	5,762	5,858	5,835	5,746	5,713	5,767	
	合計		22,604	18,423	16,428	16,196	16,469	16,647	16,509	16,709	16,541	16,533	
	燃やさないごみ	家庭系ごみ	直営収集	771	172	149	117	799	603	587	457	377	368
			委託収集	1,584	480	520	558	6	135	120	233	315	296
直接搬入			1,434	400	288	362	367	321	397	460	497	428	
小計			3,789	1,052	957	1,037	1,172	1,059	1,104	1,150	1,189	1,092	
事業系ごみ		許可業者	1,083	856	464	462	442	433	445	405	417	334	
		直接搬入	2,162	1,442	527	519	496	396	411	407	355	359	
		小計	3,245	2,298	991	981	938	829	856	812	772	693	
合計		7,034	3,350	1,948	2,018	2,110	1,888	1,960	1,962	1,961	1,785		

※燃やさないごみのうち、平成23年度の家庭系ごみ収集体制を直営収集と委託収集の見直しにより、委託収集量が減量となっています。

2) 粗大ごみ

平成19年度の1,958tに対し、平成28年度は921tとなっており、平成19年度1,037t(約53%)の減となっています。

表3.4.3 粗大ごみの排出量等

(単位：t)

		平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28
総量	予測排出量	1,596	1,512	1,508	1,504	1,500	1,497	1,493	1,489	1,485	1,481
	実績量	1,958	923	1,061	1,048	1,063	1,098	1,065	902	869	921
内訳	戸別収集	354	293	212	229	241	243	248	226	225	221
	直接搬入	1,604	630	849	819	822	855	817	676	644	700

※家電リサイクル法対象電化製品(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)の収集分を含みます。

3) 資源ごみ

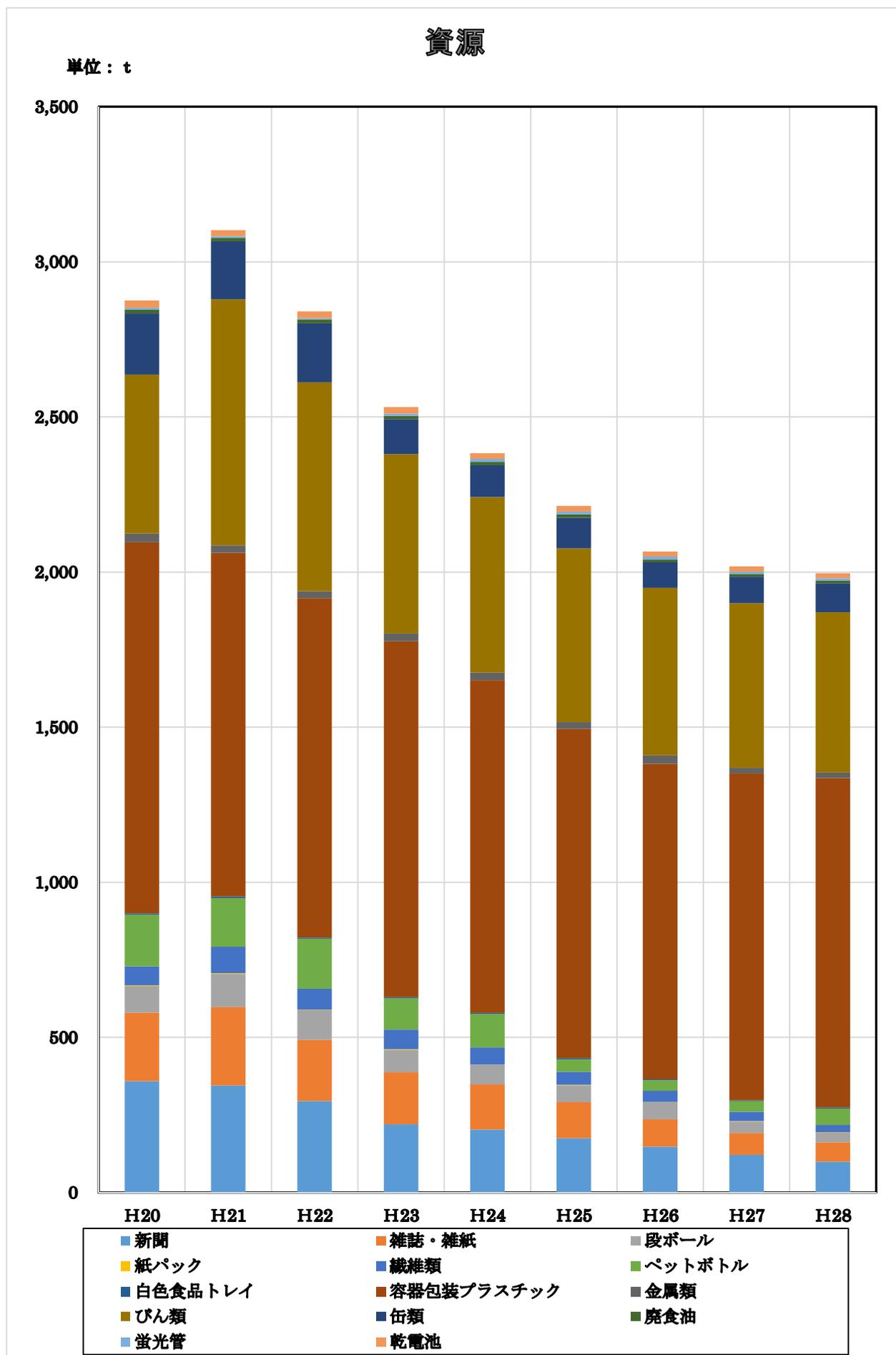
表3.4.4に示すとおり、平成21年度をピークに減少しています。

表3.4.4 資源ごみ

(単位：t)

		平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28
総 量	予測排出量	1,623	2,202	2,184	2,212	2,197	2,191	2,182	2,180	2,169	2,164
	目標排出量							2,302	2,267	2,240	
	実績量	1,696	2,875	3,102	2,840	2,532	2,383	2,213	2,066	2,018	1,996
実 績 量 内 訳	新聞	406	359	345	295	220	203	175	148	121	99
	雑誌・ ぞつ紙	233	221	252	197	168	146	116	88	71	63
	段ボール	91	86	108	96	72	64	55	55	37	31
	紙パック	3	2	2	1	2	0	1	1	1	1
	繊維類	70	61	85	68	63	55	42	36	30	24
	ペットボトル	158	166	157	161	101	107	40	34	34	53
	白色食品 トレイ	5	5	5	4	4	4	4	3	3	3
	容器包装プ ラスチック	—	1,196	1,108	1,094	1,147	1,073	1,061	1,017	1,054	1,062
	金属類	27	28	24	22	25	24	22	27	18	18
	びん類	466	512	793	673	578	566	560	540	531	516
	缶類	178	196	187	191	113	102	99	82	85	93
	廃食油	17	12	11	12	10	11	11	9	9	9
蛍光管	10	7	6	5	7	10	9	10	7	8	
乾電池	32	23	19	21	22	18	18	16	17	16	

※上記には一部、事業系も含まれています。



4) ごみ排出量

ごみ排出量は、平成20年度に大きく減少し、その後は一定しています。

表 3.4.5 名張市のごみ排出量の推移

		平成24	平成25	平成26	平成27	平成28
ごみ総量	家庭系ごみ量(t)	14,899	14,528	14,623	14,495	14,283
	事業系ごみ量(t)	7,113	7,219	7,016	6,894	6,953
	合計(t)	22,012	21,747	21,639	21,389	21,236
	人口(人)*	79,780	79,245	78,633	78,795	78,353
一人一日当りごみ量 (g/人・日)		756	752	754	742	744
	国の平均値	964	958	947	939	925
	県の平均値	980	986	976	959	950

*人口：国勢調査（H27 確定値を採用、H28 はH27 確定値による推計値）

5. 指定ごみ袋の状況とごみ処理手数料

1) 指定ごみ袋の状況

【有料ごみ袋】

		平成20年度	平成25年度	平成28年度
袋の 大 き さ	特大 (450)	○	○	○
	大 (300)	○	○	○
	中 (200)	○	○	○
	小 (100)	○	○	○
	特小 (50)	○	○	○
価 格	特大 (450)	68 円/枚	68 円/枚 ⇒ 54 円/枚	54 円/枚
	大 (300)	45 円/枚	45 円/枚 ⇒ 36 円/枚	36 円/枚
	中 (200)	28 円/枚	28 円/枚 ⇒ 22 円/枚	22 円/枚
	小 (100)	13 円/枚	13 円/枚 ⇒ 10 円/枚	10 円/枚
	特小 (50)	6 円/枚	6 円/枚 ⇒ 5 円/枚	5 円/枚
合計販売枚数		3,601,500 枚	3,836,000 枚	3,520,500 枚
合計販売額		112,410,000 円	102,700,500 円	84,891,500 円
家庭系燃やすごみ		11,394 t	10,674 t	10,766 t
家庭系燃やさないごみ		1,052 t	1,104 t	1,092 t

【無料ごみ袋】

紙おむつ専用ごみ袋

		平成20年度	平成25年度	平成28年度
大 (300)		○	○ ⇒ ×	×
中 (200)		○	○	○
合計配布枚数		321,405 枚	271,280 枚	242,417 枚

不法投棄物等回収専用ごみ袋

	平成20年度	平成25年度	平成28年度
名 称	ボランティア専用ごみ袋	ボランティア専用ごみ袋	不法投棄物等回収専用袋
特 大 (45ℓ)	○	○	○
大 (30ℓ)	○	○	○
合計配布枚数	121,570 枚	28,300 枚	24,830 枚

2) ごみ処理手数料

	平成9年度	平成20年10月	平成28年度
単 価	3円/kg	12円/kg	12円/kg
備 考		10kg毎に120円	

6. 収集・運搬の状況

本市における一般廃棄物収集運搬業許可業者及び一般廃棄物再生利用指定業者（草木類のみ）は下記のとおりです。

表 3.6.1 一般廃棄物収集運搬業許可業者 (平成31年4月現在)

業者名 (五十音順) 個人は屋号	事業所の所在地
伊賀南部一般廃棄物処理協同組合	名張市南町822-2 アスピア4階
(株) エコ・サービス21	名張市鴻之台1-48-1
(株) エム・シー・エス	名張市蔵持町原出523
(有) クリーンテック名張	名張市下比奈知1476-1
(株) 東海環境サービス	名張市蔵持町原出1287
(株) 名張環境センター	名張市下比奈知3379
(株) NANBU	名張市蔵持町原出1287
(株) 富士環境開発	名張市蔵持町原出1287
富士興産 (株)	名張市百合が丘東4-41
(株) マサキ	名張市朝日町1508-3
三重中央開発 (株)	伊賀市予野4713
ユープラス	名張市下比奈知2262-3
CCN	名張市瀬古口611-10

表 3.6.2 一般廃棄物再生利用業指定業者 (草木類のみ) (平成31年4月現在)

業者名 (五十音順)	事業所の所在地	備考
(株) エム・シー・エス	名張市蔵持町原出523	収集も可能
(社) 名張市シルバー人材センター	名張市丸之内79 総合福祉会館ふれあい2階	家庭系の持込に限る
(株) ヤマモト	名張市夏秋183-1	事前に連絡必要

7. 中間処理の状況

本市で発生するごみは図 3.1.1 で示すとおり、伊賀南部クリーンセンターで焼却及びリサイクル処理を行っています。

1) 焼却・リサイクル施設

表 3.7.1 焼却・リサイクル施設の概要

名称	伊賀南部クリーンセンター
所在地	伊賀市奥鹿野 1990 番地
竣工	平成 21 年 2 月
敷地面積	36,447 m ²
建物構造 及び面積	・工場棟：鉄骨造、一部鉄筋コンクリート造、6階建、8,302 m ² （延床面積） ・プラザ棟：鉄骨造、4階建、2,452 m ² （延床面積）
処理能力	47.5 t/24h × 2 炉 計 95 t/日 リサイクル処理対象物 45.5 t/5h
焼却方法	流動床式ガス化溶融炉
主な設備	○ごみ焼却施設 受入供給設備：ピット&クレーン方式（全自動） 燃焼ガス冷却方式：水噴射式 排ガス処理設備：バグフィルタ、乾式塩化水素除去装置、脱硝装置 余熱利用設備：場内給湯、冷暖房、リサイクル施設への熱供給 灰出し設備：スラグ ○リサイクル施設 ・不燃ごみ、粗大ごみ 受入供給：不燃ごみ ダンピングボックス+ピット&クレーン方式 粗大ごみ 受入ホッパ直投+ピット&クレーン方式 破碎：低速回転式破碎機 多軸型 高速回転式破碎機 堅型 切断式破碎機 選別：鉄、アルミ、不燃性残渣、可燃性残渣の4種機械分別 ・プラスチック製容器包装処理設備 受入供給設備：ピット&クレーン方式 選別：手選別（異物除去物は、ごみ焼却施設へ搬送） ・ペットボトル処理設備、白色トレイ減容設備、びん設備、その他 受入供給：ヤード受入 選別：手選別

2) その他の施設

表 3.7.2 紙・繊維類保管施設

名称	伊賀南部ストックヤード
所在地	名張市青蓮寺 2723 番地
竣工	平成 24 年 2 月
主な設備	資源（紙・繊維類）、保管所、多目的スペース、管理事務室 トラックスケール（計量器）

表 3.7.3 家庭ごみ受入中継施設【名張市内家庭ごみ】

名称	伊賀南部中継所【平成 28 年 3 月末閉鎖】
所在地	名張市下比奈知 737 番地
備考	家庭ごみの受入施設

8. 中間処理量の実績

1) 焼却処理状況

過去5年間のクリーンセンターの焼却処理実績は表 3.8.1 に示すとおりです。

表 3.8.1 焼却処理実績 (単位：t)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
直接焼却量	16,647	16,509	16,709	16,541	16,533
他施設分焼却量					
粗大	2,682	2,657	2,546	2,534	2,300
資源	739	766	723	820	839
合計	20,068	19,932	19,978	19,895	19,672
焼却残渣 ^{※1}					
スラグ	838	534	673	403	408
飛灰 (山元還元)	538	135	0	0	0
飛灰 (混錬造粒・焼成)	0	0	0	620	622
熱分解 磁選物・アルミ ^{※2}	313	294	298	265	208
合計	1,689	963	971	1,288	1,238

※1 各数量は前年度までの保管分を含むなどもあり、当該年度の排出量ではない。

※2 ガス化炉内にたい積した不燃物から磁選物・アルミ分別装置 (熱分解残渣装置) により選別・回収されたもの

2) 粗大ごみ処理状況

過去5年間のクリーンセンターの粗大ごみ処理施設の処理実績は表 3.8.2 に示すとおりです。

表 3.8.2 粗大ごみ処理施設の処理実績 (単位：t)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
破碎金属	95	92	90	69	82
破碎後焼却	2,682	2,657	2,546	2,534	2,300
最終処分 [※]	25	21	9	12	57
	2,802	2,770	2,645	2,615	2,439

※処理不適物として破碎工程を経ず直接最終処分したもの

9. 最終処分の状況

平成20年9月末をもって、表 3.9.1 に示すとおり埋立施設における一般受入は終了しており、以降は災害時等必要最小限度の埋立のみの運用を行うとともに、浸出水処理等の維持管理を行っています。

表 3.9.1 埋立施設

名称	伊賀南部最終処分場
所在地	名張市下比奈知 737 番地
竣工	平成 8 年 3 月
主な設備	管理棟：鉄骨 サイディングボード張り ルーフデッキ 車庫：鉄骨 角波カラー鉄板 ルーフデッキ トラックスケール：秤量 40 t ロードセル方式 浸出水処理施設：管理型 A 区画、管理型 B 区画 遮水設備：高密度ポリエチレン遮水シート 1.5mm 発生ガス対策設備：内面平滑有孔管 φ150mm 調整池：調整容量 1,400 m ³
埋立廃棄物	(A区画) 家庭からのコンクリート片、瓦、土砂等 (B区画) プラスチック、ビニール、金属くず、ゴムくず、焼却灰等

表 3.9.2 最終処分場の概要

	管理型 A 区画	管理型 B 区画	合計
埋立面積 (m ²)	13,808	11,046	24,854
埋立容量 (m ³)	101,888	88,742	190,630
年平均埋立量 (m ³)	7,800	6,300	14,100
埋立期間	約 13 年間	約 13 年間	
浸出水処理方式	生物処理+凝集沈殿	生物処理+凝集沈殿+高度処理	

表 3.9.3 埋立状況

埋立方法	埋立実績量 (m ³)					残存容量 (m ³)
	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	
管理型 A 区画	1,053	1,090	1,153	1,130	1,218	10,527
	※各年度埋立実績量は重量の体積換算による数値で、換算による誤差及び災害時受入等、未計量分あり					
管理型 B 区画	0	0	0	0	0	0

10. ごみ処理の評価

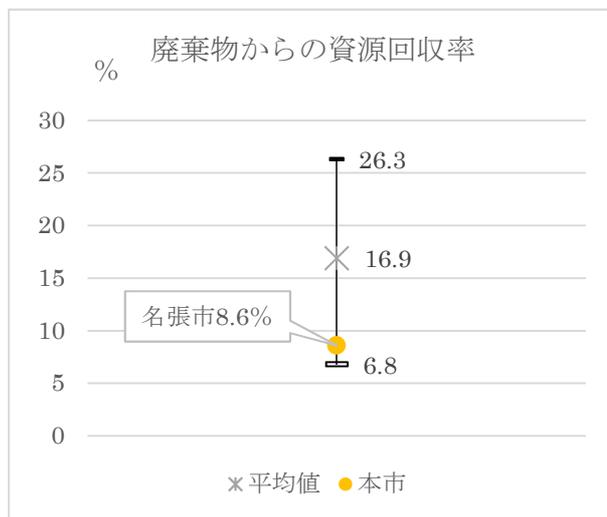
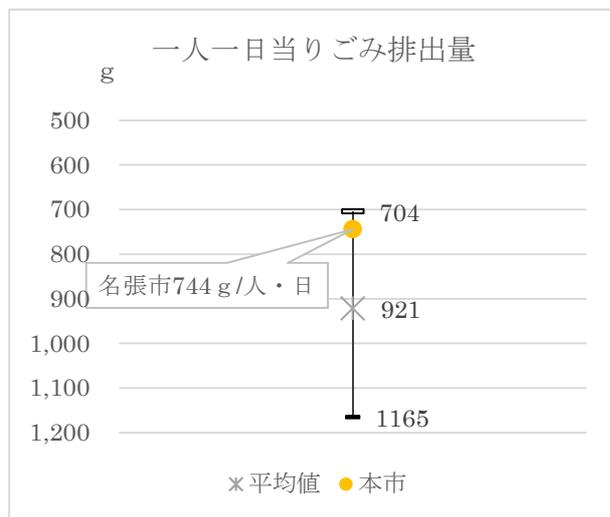
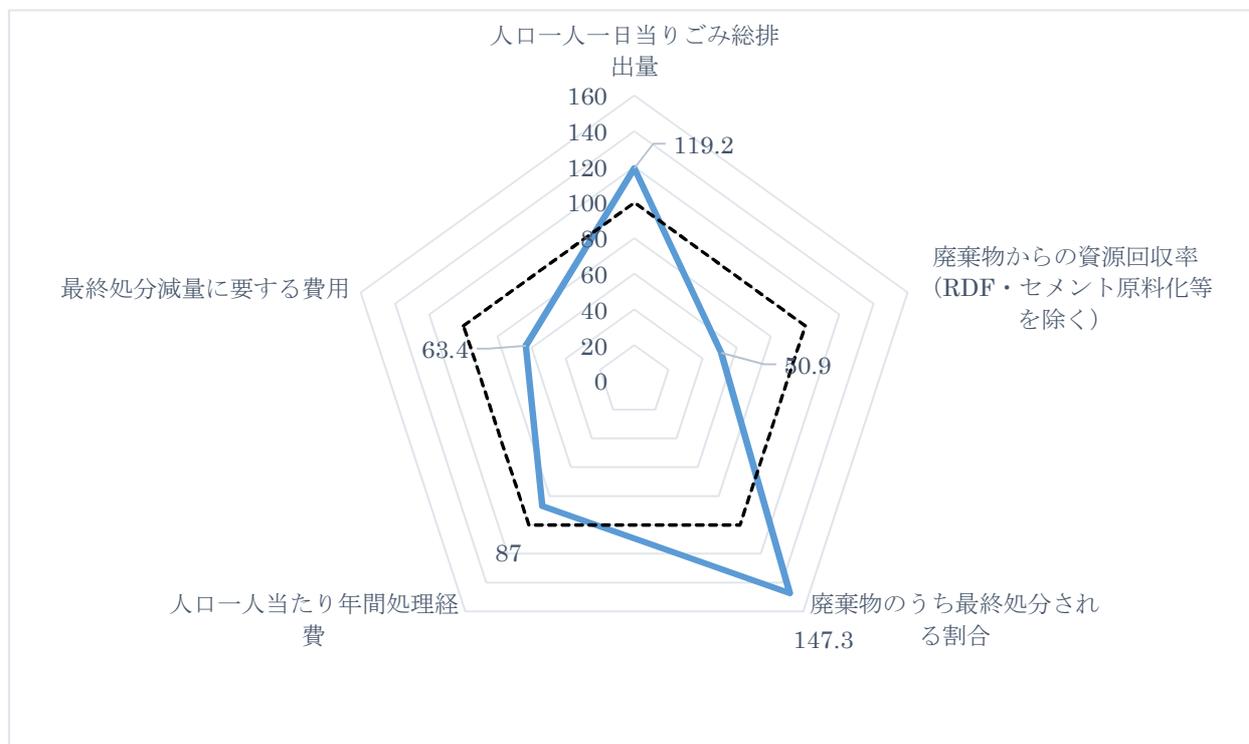
環境省では一般廃棄物処理実態調査結果をもとに、全国の自治体との環境負荷面、経済面等から客観的な評価ができる一般廃棄物処理評価システムを作成しています。

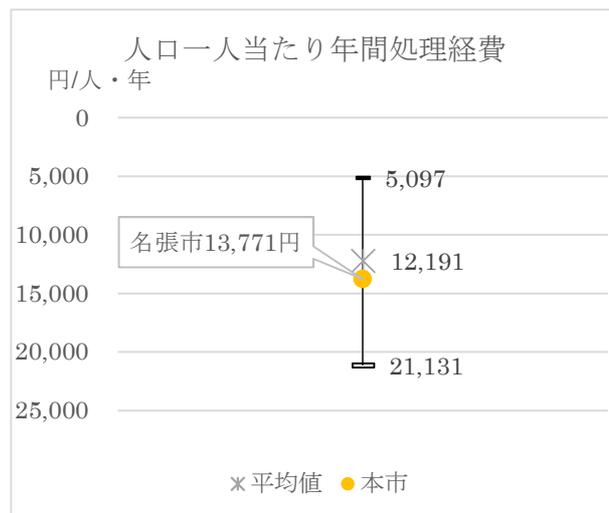
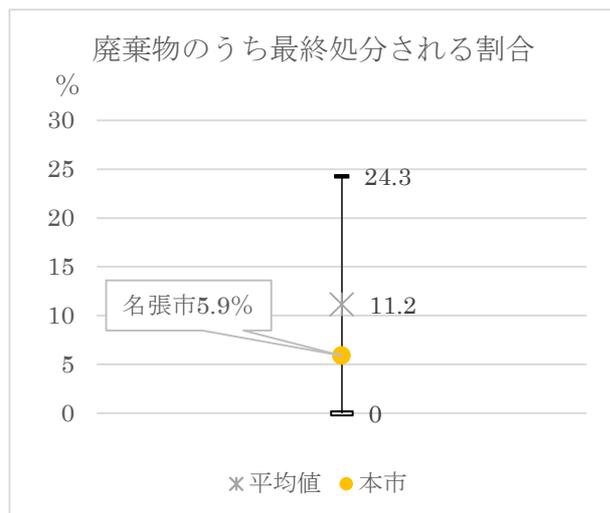
本市におけるデータについてもこのシステムを活用し、人口規模が5万人～10万人かつ産業構造が二次・三次産業人口比率95%以上かつ三次産業人口比率65%未満の類型都市を全国から48自治体抽出し、比較分析した結果を図3.10.1に示しています。

図3.10.1は、同システムについて、環境負荷面、経済面等から、客観的な評価を行うための標準的な評価項目を5つとし、その5項目を一見して比較することが可能なレーダーチャートで示したものです。破線は平均値の100を示し、破線より外側（100以上の

数値) であるほど、類似市町村と比べて評価が高いことを示しています。例えば、人口一人一日当りごみ総排出量については、チャートでは119.2を示していますが、これは、類型都市平均921gを基準値とした比較による本市744gの評価です。

図 3.10.1 ごみ処理評価チャート (平成 28 年度データ)





1 1. その他資源化の取組

1) 草木類の資源化

伊賀南部クリーンセンターでは、公共・公益的なボランティア活動や家庭から排出される草木類のみの受入にとどめ、事業系や公共用地等から発生した草木類は、民間の草木類の処理施設での堆肥化等を促進するため再生利用業者を指定し、その業者で処理しています。平成26年度末までは、草木類の減量化・資源化の支援策として、せん定枝用小型破碎機の購入費に対する補助金を交付していました。また、せん定枝用小型破碎機の無料貸出は補助金終了後も行っています。また、剪定枝粉碎処理車（チップカー）を活用して、街路樹・公園・小中学校など公共的な場所の樹木の剪定枝を粉碎し、資源として有効活用を図るとともに、啓発も行っています。

2) 小型家電製品のリサイクル

平成25年4月から施行の「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」

(小型家電リサイクル法) に沿って、平成26年1月30日より市役所及び市民センターに無料回収ボックスを設置し、拠点回収を行っています。

1.2. 不法投棄・不適正排出対策

1) 環境レンジャーによる監視パトロール

環境レンジャーにより、市内を定期的な監視パトロールを行い、不法投棄や不適正排出の未然防止と廃棄物の撤収を実施し、環境美化の維持に努めています。

2) 市民や地域団体等による監視活動

市民や地域団体等による自主的な不法投棄防止や不適正排出防止の取組みに対し、啓発資材の配布や監視パトロールの強化等により積極的に活動を推進します。

3) 警察と連携して投棄者の特定及び厳正処分

警察との連携により、投棄者に対する厳正な処分と適正排出指導を実施しています。

4) 行政による再発防止啓発

市広報やホームページ、FM等を活用しての啓発を行います。

1.3. 環境教育

1) 学校等での環境教育

市内小学校や看護学校等に出向き、3R推進を中心にごみの減量化・資源化の啓発の授業を実施しています。

2) ごみに関する出前トーク

地域の自治会総会等に出向き、ごみの分別等の出前トークを実施しています。

1.4. ごみ処理の課題

1) ごみの減量化

本市では家庭ごみ有料化や分別品目の拡大により、ごみの減量化・資源化を図ってきましたが、ここ数年はほぼ横ばいの状況となっており、今後、更なる減量化が課題となっています。

特に、生ごみに多く含まれる可食分（いわゆる「食品ロス」）の減量化が課題です。

2) 伊賀南部クリーンセンター

地元との協定期限が令和6年1月末までとなっていることから、期限以降の処理方法について検討していく必要があります。

3) 不法投棄・不適正排出

(1) 不法投棄

飲料容器や弁当容器等の日常生活で発生するごみや粗大ごみを山林や道路脇等に投棄することにより、周辺住民の生活環境を阻害しています。

(2) 不適正排出

適正分別や指定のごみ袋での排出をしない等、ごみ出しルールを守らないままの排出については、伊賀南部環境衛生組合が警告ステッカーを当該ごみ袋に貼付し、収集拒否し、一旦持ち帰っていただき、適正に分別後、後日の再排出を啓発しているところですが、そのまま長期間の放置等があるとカラス等に荒らされることもあり、地域におけるごみステーションの適正な維持管理に悪影響を与えています。

また、本来、資源として回収している発火性の高いリチウム電池やスプレー缶等が燃やさないごみに混入していたことにより、収集運搬車両の火災事故が複数回発生しました。また、クリーンセンターでも火災事故が発生し、三重県の指導により、燃やさないごみについて全量展開検査が義務付けられることとなり、現在も継続実施しているところです。

4) 高齢・障がい者の不適正排出

高齢者や障がい者のみの世帯の中には適正排出が困難で、周りの方の助けも得られない家庭もあります。このような世帯ではごみ排出だけでなく生活全般の支援も必要です。

第4章 ごみ処理基本計画

1. 計画の位置づけ

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき、市町村は区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を策定することとなっており、さらに同法施行規則第1条の3に基づき一般廃棄物の処理に関する基本的な事項を定める一般廃棄物処理基本計画及び各年度の実施計画を策定することとなっています。この基本計画と他の計画との関係を図4.1.1に示すとおりです。

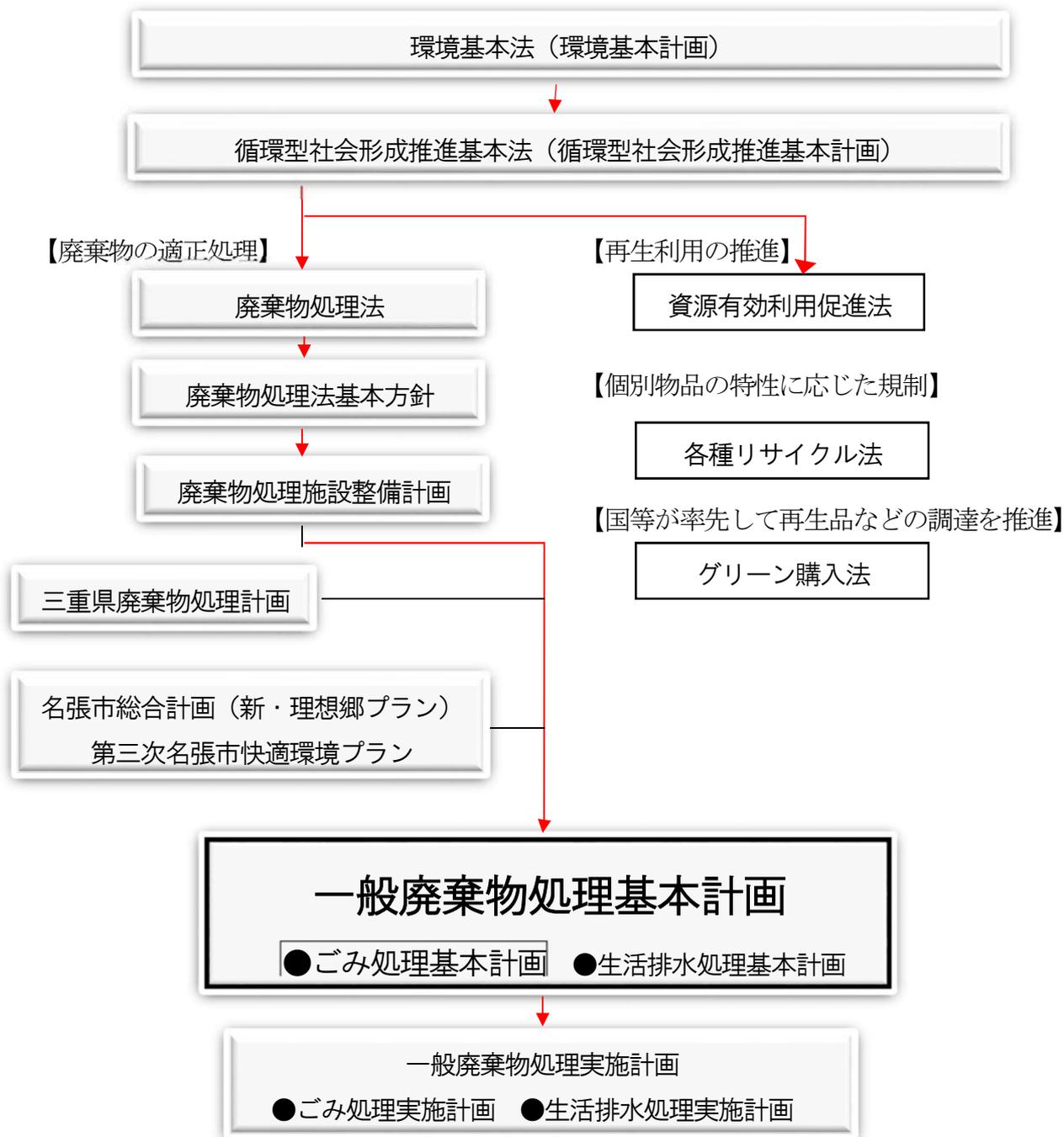
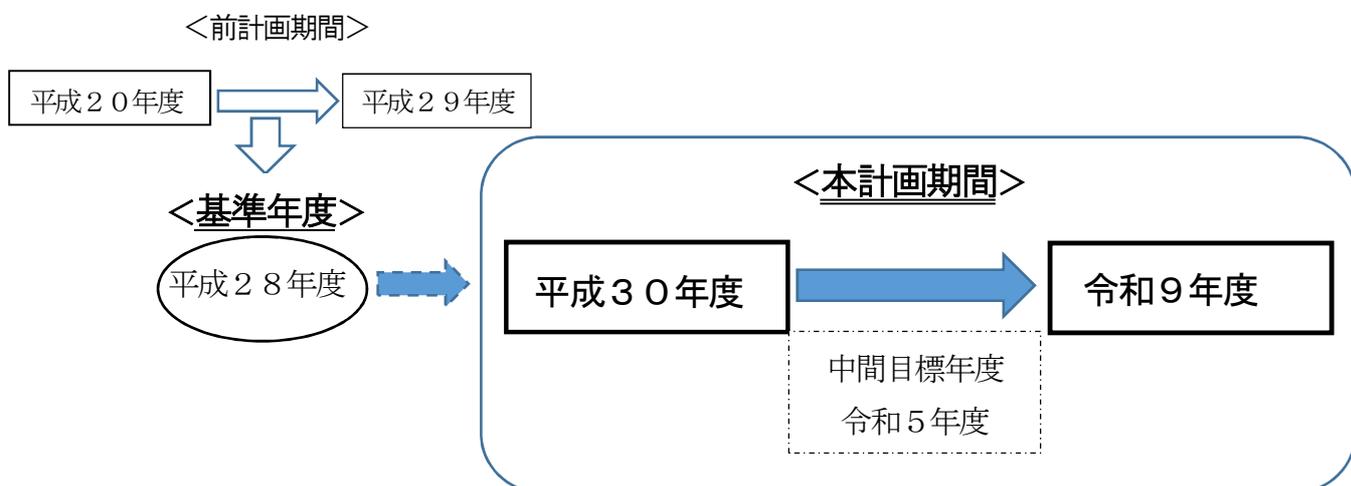


図 4.1.1 一般廃棄物処理計画と他の計画との関係

【 計画の期間 】

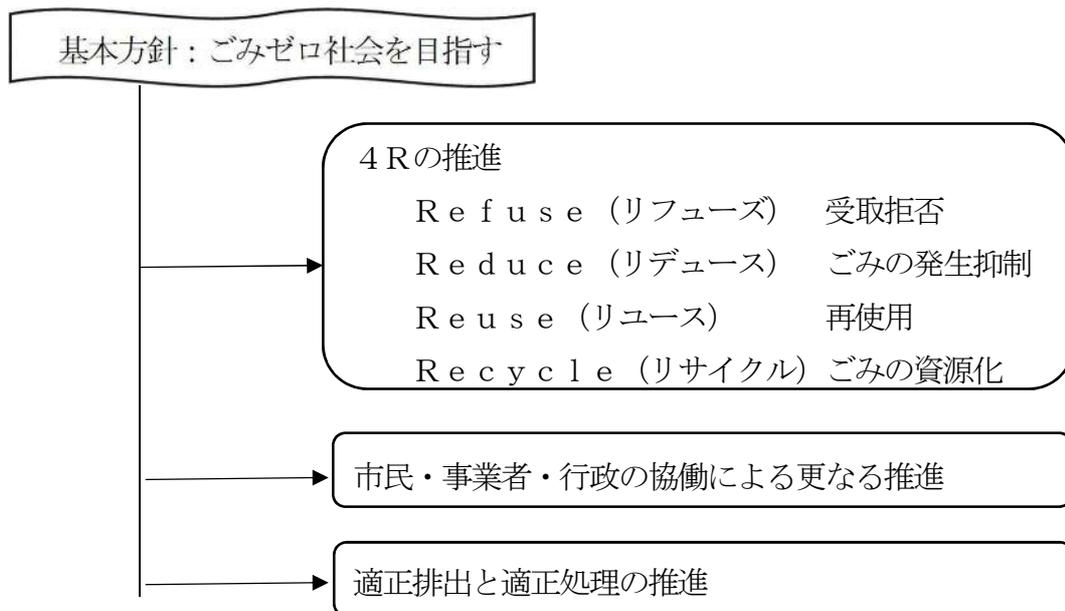
本計画は、基準年度を平成28年度とし、平成30年度から令和9年（2027年）度までの10年間（中間年度を令和5年（2023年）度）を計画期間とします。なお、社会情勢等必要により適宜見直しを行うものとします。



2. ごみ処理計画

1) ごみの処理目標

環境と共生する資源循環型社会を構築するために、ごみの減量化や資源化をさらにすすめる、「ごみゼロ社会を目指す」基本方針を継続します。そのために、市民、事業者、行政が一体となって、4Rの更なる推進とやむを得ず循環利用されずに排出されたものについては、適正な処理を行うこととします。



2) ごみの処理目標設定

表4.2.1 人口予測

	基準年度 (平成28年度)	中間目標年度 (令和5年度)	目標年度 (令和9年度)
行政区域内人口(人)	79,517	73,610	70,839

表4.2.2 名張市のごみ減量化数値目標

指標	基準年度 (平成28年度)	数値目標	
		中間(令和5年度)	最終(令和9年度)
ごみ排出量(t/年)	21,235	19,562	18,697
家庭系	14,282	13,387	12,962
事業系	6,953	6,175	5,735
【参考】資源化率	9%	12%	14%

【1人1日当たりの排出量】

ごみ収集量(家庭系+事業系)

(燃やすごみ+燃やさないごみ+資源ごみ+粗大ごみ+集団回収量)

$$1人1日当たりの排出量(g) = \frac{\text{ごみ収集量(家庭系+事業系)} + \text{燃やすごみ} + \text{燃やさないごみ} + \text{資源ごみ} + \text{粗大ごみ} + \text{集団回収量}}{\text{人口(人)} \times \text{年間日数}}$$

【リサイクル率】

集団回収量+資源回収量(t/年)

$$\text{資源化率(リサイクル率)}(\%) = \frac{\text{集団回収量} + \text{資源回収量}(t/年)}{\text{ごみ排出量}(t/年)} \times 100$$

3) 一般廃棄物の減量化の目標値

ごみ排出量は、三重県下では一番少ないごみ排出量(1人1日当たり)で平成24年度から1位を保持し、平成28年度では744g^{*}となっています。年1g減を目標に引き続き4Rの推進・啓発を行い、更なるごみの減量化・資源化に取り組みます。

表4.2.3 一般廃棄物の1人1日当りのごみ目標排出量

目標値	基準年度 (平成28年度)	中間目標年度 (令和5年度)	目標年度 (令和9年度)
1人1日当たりの排出量(g)	744	728	724

※国勢調査人口78,232人を使用(環境省一般廃棄物処理実態調査より)

4) 具体的計画

(1) ごみとなるものを受け取らないこと (R e f u s e)

買い物時等に、無料サービスや一時的な利便性を理由とした、レジ袋や紙袋、過剰包装、ストロー・スプーン等の使い捨て商品等の受取・利用を拒否することにより、市民・事業者・行政がそれぞれの立場でごみを生み出さないような取り組みを積極的に行うことが必要です。

○市民

- ・ 買い物時のレジ袋や紙袋の安易なサービスの利用をせず、エコバッグや風呂敷等を利用したマイバッグ持参
- ・ 買い物時に包装が必要な場合、過剰包装拒否
- ・ 弁当や飲み物の購入時、使い捨ての割りばし・スプーン・お手拭き等の安易なサービスの利用を拒否し、マイはし・マイスプーン等持参
- ・ 不要なダイレクトメールの受取拒否

○事業者

- ・ 販売時にレジ袋や紙袋の提供は可能な限り減らし、マイバッグ持参運動等を推奨
- ・ 商品の包装時は環境保全面から簡易包装を推奨
- ・ 弁当や飲み物の販売時、サービスで提供する割りばし・スプーン・お手拭き等は必要な分だけの提供をするとともに、環境保全面からマイはし・マイスプーン持参等を推奨
- ・ 不要なダイレクトメールの送付を控える

○行政

- ・ マイバッグ持参運動の推進啓発の継続的实施
- ・ マイはし・マイスプーン等持参運動の啓発取組

(2) ごみの発生抑制 (R e d u c e)

ごみの排出ゼロを目指して、市民、事業者、行政が適切な役割分担の下でそれぞれが積極的に取り組むことが必要です。

ア) 家庭系ごみ有料化に伴うごみの発生抑制

平成 20 年 4 月に、ごみの減量効果が期待できる価格設定と排出量に応じた公平負担を目的とする従量制徴収方式を用いた家庭系ごみの有料化を導入しました。その後もごみの排出量が減った状況を維持できたことから、ごみ減量の意識と行動が市民へ定着したものと判断し、平成 25 年 10 月から指定ごみ袋の価格の引き下げも行いました。

指定ごみ袋の価格引き下げによるごみ排出量のリバウンドはほとんどありませんでしたが、今後ごみの発生抑制、分別・資源化の促進、ごみ処理費用負担の公平化、処理施設の負荷軽減の観点から家庭系ごみの有料化を継続します。

イ) ごみの排出を抑制する行動

○市民

- ・詰替え商品やリターナブル容器商品の積極的な利用

○事業者

- ・過剰包装を自粛
- ・マイバッグ・マイボトル運動を推進
- ・詰替え商品やリターナブル容器商品を積極的に販売

ウ) 生ごみの減量化・資源化

生ごみの減量化・資源化は、焼却処理施設の燃焼効率の向上やごみ処理費用の軽減、環境や焼却施設の負担軽減、ひいては地球温暖化の防止にも繋がります。引き続き、生ごみの減量化・資源化の促進及び食品ロス削減に向けて、啓発活動等の取組の充実を図ります。

○市民

- ・余分な食材を買わない、食べ残しを少なくする、環境負荷への取組
- ・生ごみを捨てる前の十分な水切り
- ・コンポスト容器や電動生ごみ処理機による生ごみのたい肥化への取組
- ・宴会での30・10運動の実践
- ・飲食店では、食べ残すこととにならないよう適量注文

○事業者

- ・生ごみを捨てる前の十分な水切り
- ・コンポスト容器や電動生ごみ処理機による生ごみのたい肥化への取組
- ・食品リサイクル法に基づく生ごみの資源化
- ・賞味期限・消費期限直前商品の販売促進
- ・飲食店のメニューで少ない量での提供の取組
- ・飲食店でドギーバッグ等使用による食べ残し料理の持ち帰りの取組
- ・「完食！二十面相出没店」への登録等の取組

○行政

- ・広報やホームページ、SNS等を用いた生ごみ減量化や堆肥化・食品ロス削減推進
- ・宴会での30・10運動の推進
- ・学校や市民センターにおける食品ロス削減推進
- ・小売店や飲食店等への食品ロス削減の協力依頼
- ・「完食！二十面相出没店」の登録拡大を図り、食品ロス削減推進を啓発する

(3) 再使用すること (R e u s e)

使わなくなったものを直ちにごみとして排出せずに繰り返し使うなど、再使用に

取り組み、ごみの減量化を目指します。

○市民

- ・修理等により繰返し長期間の使用
- ・リサイクルショップ、フリーマーケット、バザー等の協力や利用
- ・リターナブル容器の製品を積極的に購入し、取扱店へ適切に返却

○事業者

- ・フリーマーケットへの支援
- ・修理、部品交換できる製品の開発
- ・リターナブル容器製品の普及やデポジット（容器代金預り金）・有価買取制度の導入や普及

○行政

- ・フリーマーケットの開催にかかる情報提供や支援
- ・コピー用紙の再利用
- ・リターナブル容器製品の購入推進、デポジット（容器代金預り金）・有価買取制度の導入支援

(4) ごみの再生利用 (R e c y c l e)

資源ごみを適正に分別することで、ごみの減量化が促進し資源として再生された製品が有効活用されます。

○市民

- ・資源ごみは、適正に分別し排出
- ・店頭回収や公共施設での拠点回収の積極的な利用
- ・草木類は剪定枝用小型破碎機を利用し、堆肥やマルチ材として活用
- ・リサイクル商品の積極的な購入

○事業者

- ・資源ごみ回収ボックスの設置に協力
- ・再生商品の開発や販売の促進
- ・リサイクル関連法に基づく取り組みの促進

○行政

- ・資源ごみを適正に分別し排出されるよう啓発
- ・分別品目の拡大及び高齢化対策としての分別の適正化の検討
- ・環境団体の指導や育成、環境活動の連携
- ・チップカー（ストッピー号）や剪定枝用小型破碎機の利用促進を啓発
- ・草木類の破碎処理物をたい肥やマルチ材として無料配布
- ・小型家電リサイクルにかかる広報・普及啓発
- ・事業者へ使用済小型家電製品回収ボックス等の設置協力依頼

・グリーン購入

3. 収集・運搬計画

(1) 実施主体

ア) 家庭系ごみ

名張市内で発生した家庭系ごみの一般廃棄物の収集・運搬は伊賀南部環境衛生組合が主体で行うものとし、分別区分、収集形態、収集回数、収集体制、収集・運搬量に応じ、民間委託も併用しつつ、効率的かつ適正な収集体制を確保することとします。収集方式は全市ステーション方式を継続し、ステーション利用者自身で管理する（地域管理）ことといたします。ただし、粗大ごみは電話予約による戸別収集を引き続き行います。

なお、廃プラスチック類は世界的にも大きな海洋汚染問題となり、バーゼル条約の輸出入規制の対象にもなったことから、今後はリサイクルルートの確保が難しくなることが予測されます。また、容器包装プラスチックの分別排出については、分別が難しいだけでなく、一旦汚れを落としてから排出する必要があることから、市民には負担となっています。

そこで、本市は、有価で取引され、かつ、分別の判断も簡易なペットボトルを除く容器包装プラスチックや白色トレイについて、これまでの資源としての回収から、燃やすごみの区分に変更し、サーマルリサイクルを含めた域内での適正処理を進めることとします。

表4.3.1 家庭系ごみの分別区分及び排出区分（平成30年度～令和元年度）

排出区分	分別区分	収集頻度	収集方式	ごみ袋等
家庭系ごみ (22分別)	①燃やすごみ	週2回	ステーション方式	指定袋
	②燃やさないごみ	月2回（第5週はなし）	ステーション方式	指定袋
	③粗大ごみ	（電話予約）	戸別収集方式 又は自己搬入	粗大ごみ処理券 又は所定手数料
	資源ごみ			
	④～⑨びん類・缶類	月1回	ステーション方式	専用かご
	⑩ペットボトル	月1回 拠点で随時	ステーション方式 及び拠点方式 ・各市民センター	専用かご
	⑪白色食品トレイ	月1回	ステーション方式	専用かご
	⑫廃食用油	3ヶ月に1回	ステーション方式	専用容器
	⑬蛍光管・電球	3ヶ月に1回	ステーション方式	専用かご
	⑭体温計・温度計	3ヶ月に1回	ステーション方式	専用かご
	⑮乾電池類	3ヶ月に1回	ステーション方式	専用かご
	⑯金属類	3ヶ月に1回	ステーション方式	専用かご
	⑰～⑳紙・繊維類	月1回 （一部地域で、独自回収）	ステーション方式	紙類は結束 繊維類は透明袋
	㉑容器包装 プラスチック	週1回	ステーション方式	透明または 半透明袋 （市販品）
使用済小型家電	拠点で随時	拠点方式 ・各市民センター	専用かご	

表4.3.2 家庭系ごみの分別区分及び排出区分（令和2年度～）

排出区分	分別区分	収集頻度	収集方式	ごみ袋等
家庭系ごみ (21分別)	①燃やすごみ	週2回	ステーション方式	指定袋
	②燃やさないごみ	月1回	ステーション方式	指定袋
	③粗大ごみ	(電話予約)	戸別収集方式 又は自己搬入	粗大ごみ処理券 又は所定手数料
	資源ごみ			
	④～⑨びん類・缶類	月1回	ステーション方式	専用かご
	⑩ペットボトル	月1回	ステーション方式 及び拠点方式 ・各市民センター	専用かご
	⑪乾電池類	月1回	ステーション方式	専用かご
	⑫廃食油	3ヶ月に1回	ステーション方式	専用容器
	⑬蛍光管・電球	3ヶ月に1回	ステーション方式	専用かご
	⑭体温計・温度計	3ヶ月に1回	ステーション方式	専用かご
	⑮金属類	3ヶ月に1回	ステーション方式	専用かご
	⑯～⑳紙・繊維類	月1回 (一部地域で、独自回収)	ステーション方式	紙類は結束 繊維類は透明袋
㉑小型家電	月1回	ステーション方式 及び拠点方式 ・市役所 ・各市民センター	ステーション：透明袋 拠点：専用かご	

イ) 事業系ごみ

事業活動で発生したごみは可能な限り、資源化・減量化に努めるとともに、ごみとして排出するものについては、自らの責任において適正に処理することとします。なお、自ら処理できない場合、収集・運搬は自己搬入又は許可業者に委託して行うものとします。なお、資源化促進のため、草木類については一般廃棄物再生利用業者での堆肥化等の再利用を引き続き実施します。一般廃棄物収集運搬業許可業の新規許可については、廃棄物処理法に基づき、名張市のごみの発生量・排出状況の大きな変化、又は許可業者数の減少等により、安全かつ効率的な収集・運搬体制が現行の許可業者では困難であると市長が判断しない限り、新規許可は行わないものとします。

表 4.3.3 事業系ごみの分別区分及び排出区分

事業系ごみ	燃やすごみ	許可業者 又は 自己搬入
	燃やさないごみ ※草木類は受入なし	許可業者 又は 自己搬入

(2) 分別区分

ア) 家庭系ごみ

ごみの分別は 24 品目とします。ただし、分別未実施のその他のプラスチック、生ごみ、草木類の 3 品目については、引き続き資源化のシステムを検討します。

収集時に分別違反ごみが認められる場合は、再排出を促すための警告ステッカーをごみ袋に貼付します。

イ) 事業系ごみ

家庭系ごみに準じた分別とします。草木類の持込については、引き続き一般廃棄物再生利用業者での資源化を行います。

4. 中間処理計画

(1) 実施主体

中間処理は、伊賀南部環境衛生組合が行うものとします。

なお、伊賀南部クリーンセンターの操業については地元との協定により令和 6 年 2 月までとなっており、それ以後の処理については、期限満了までのできるだけ早い時期に、関係機関と十分協議し、広域での新たな処理施設の整備や民間処理施設での処理を委託する等、一般廃棄の適正処理に支障をきたさないよう計画することとします。

(2) 中間処理対象物

中間処理対象物は、表 4.4.1 に示すとおりとします。

表4.4.1 中間処理対象物（平成30年度～令和元年度）

ごみ	燃やすごみ
	燃やさないごみ
	粗大ごみ
資源	びん類（透明、茶、その他）
	缶類、スプレー缶
	ペットボトル
	白色食品トレイ
	容器包装プラスチック
	廃食用油、蛍光管・電球類、体温計・温度計、乾電池、金属類
	新聞、雑誌・ざつ紙、ダンボール、紙パック、繊維類
	使用済小型家電製品
	ライター

表4.4.2 中間処理対象物（令和2年度～）

ごみ	燃やすごみ
	燃やさないごみ
	粗大ごみ
資源	びん類（透明、茶、その他）
	缶類、スプレー缶
	ペットボトル
	廃食用油、蛍光管・電球類、体温計・温度計、乾電池、金属類
	新聞、雑誌・ざつ紙、ダンボール、繊維類
	使用済小型家電製品
	ライター

(3) 中間処理方法

伊賀南部クリーンセンターにおいて、現在の方法を継続して行うものとし、下記及び表4.4.1又は表4.4.2に示すとおりとします。

ア 燃やすごみ

燃やすごみは、ごみ焼却処理施設で、焼却、溶融処理します。溶融スラグは資源化し、溶融飛灰は民間処理業者に委託処理とします。

イ 燃やさないごみ

燃やさないごみは、リサイクルプラザにおいて破碎後、金属類を選別し、資源化します。破碎残渣はごみ焼却処理施設で、焼却、溶融処理します。

なお、小型家電リサイクル法対象家電についてはリサイクルプラザでピックアップし、資源化します。

ウ 粗大ごみ

リサイクルプラザで破碎後、焼却処理、または、選別後、資源化する。

エ 資源

資源は、リサイクルプラザで、選別、減容、圧縮、梱包等の処理を行い資源化します。ペットボトルは手選別により異物を除去後、圧縮梱包機で圧縮梱包します。

びん類は、手選別により異物を除去後、ストックヤードに一時保留します。

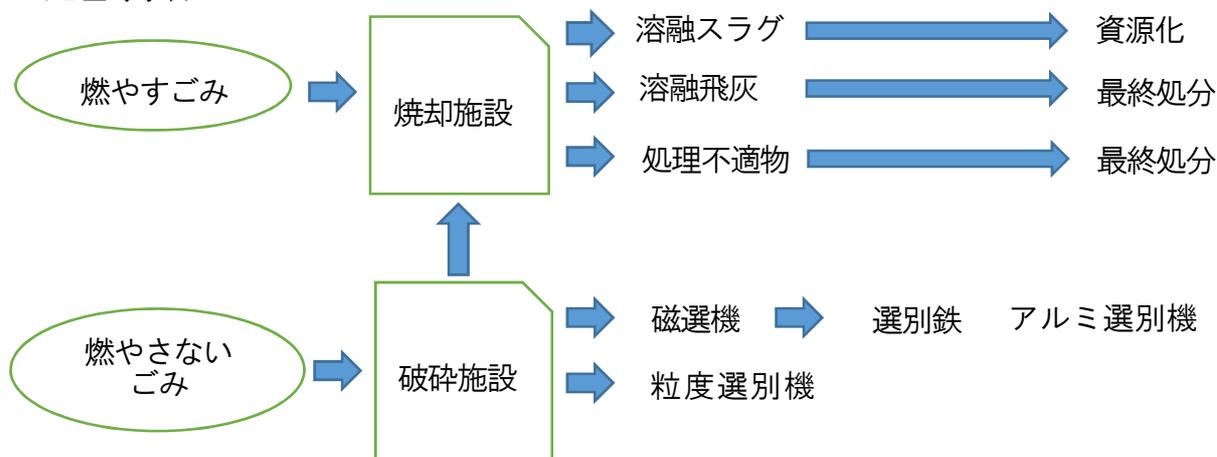
缶類は、磁選機でスチール缶、アルミ選別機でアルミ缶を選別し、缶類圧縮機で圧縮成形します。

紙類、繊維類、廃食油、体温計・温度計、蛍光灯・電球類、乾電池、金属類、使用済小型家電は、コンテナに一時貯留します。

オ 処理困難物

タイヤ・エンジンオイル・消火器等、リサイクルプラザで処理できない一般廃棄物についても、民間処分先を案内する等、処分先に困らないよう指示することで、不適正処理や不法投棄につながらない取組を行います。

<処理対象物>



5. 最終処分計画

平成20年10月以降、一般ごみの搬入は行っておらず、埋立残余分がなくなるまでは、災害時等必要最小限度の埋立のみで運用することとします。残余分ゼロになった場合は、民間委託等により処分することとします。また、国の動向や周辺自治体の動向により広域処理についても研究課題とします。

6. 一般廃棄物処理施設の整備等

一般廃棄物処理施設は、衛生組合が設置し、適正な運営管理に努めています。

伊賀南部クリーンセンターの使用期限は、地元協定で令和6年2月までとなっています。

処理期限以降について、新たに広域処理する施設を整備するか、民間事業者への処理委託をするか等、さまざまな手法を検討していきます。

7. 災害廃棄物対策

非常災害により生じた廃棄物（災害廃棄物）は、人の健康又は生活環境に重大な被害を生じさせるものを含むおそれがあることを踏まえ、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止の観点から、その適正な処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に処理しなければなりません。

災害廃棄物の処理は、環境負荷の低減、資源の有効活用の観点から、可能な限り分別、選別、再生利用等によりその減量をはかり、将来にわたって災害廃棄物の適正な処理が確保されるよう、最終処分量を低減させる必要があります。

また、発災時には、災害廃棄物のみならず通常の一般廃棄物の処理が継続的かつ確実に実施することは、公衆衛生の確保及び生活環境の保全からも極めて重要です。

そこで、環境省は東日本大震災等での経験を踏まえて平成26年3月に「災害廃棄物対策指針」を策定し、三重県が国の指針や紀伊半島大水害から得た知見を踏まえ、「三重県地域防災計画」との整合を図り、平成27年3月に「三重県災害廃棄物処理計画」を策定。本市は、これらと「名張市地域防災計画」とを整合し、今後起こり得る災害時に大量に発生が見込まれる災害廃棄物の処理について必要な事項を定め、市民の生活環境保全と、早期の地域の復旧・復興を目的として、平成22年3月に策定した「名張市災害廃棄物処理計画」を平成29年12月に全面改定しました。この計画に基づき、将来の発災時には関係機関と連携し、迅速に廃棄物処理を行います。

8. 不法投棄・不適正排出の防止

家庭ごみ有料化を開始した際に懸念された不法投棄の増大は見られなかったものの、横ばい状態にあります。不法投棄を根絶させるためには、市民一人一人が不法投棄を許さないという意識のさらなる醸成や、不法投棄の抑止と通報の役割を担っていただくことが必要です。市民参加による地域活動等と行政が一体となり環境美化活動に取り組むことは、環境美化意識の醸成に有効であり、市民団体や地域団体による自主的な取組への推進力となるよう支援いたします。

不法投棄や不適正排出に対し、環境レンジャーによる定期的なパトロールを実施することで防止や廃棄物の処理を行っています。悪質なものと排出者が特定できる場合は、適正な排出方法の指導や、違反者には警察と連携しながら法的手段を講じる等、再発防止に努めていきます。

9. 漂流・漂着ごみへの対応

本市は周囲を山に囲まれた地形ですが、名張川等への不法投棄されたものは最終的には大

阪湾へ漂着していくことになります。特に最近では海洋プラスチック汚染が世界中で問題となっています。海洋へ流出した廃プラスチックが漂流している間に、紫外線による光化学的原因や波などの物理的原因で分解されマイクロプラスチック（さらに細かくナノプラスチック）となり、それを魚が捕食し、それを人間が捕食することで生物濃縮されることでの健康被害が懸念されています。こうしたことを防ぐために、また美しい海岸線の景観を守るためにも、山間に住む私たちも河川管理者等関係機関と連携し、不法投棄の防止に努めることが重要です。

不法投棄防止策として、啓発看板の設置や家庭ごみや事業系ごみの分別・減量化冊子等配布、環境教育や広報等による啓発により適正排出を推進します。

名張市一般廃棄物処理基本計画
(ごみ編)

令和2年3月 発行

名張市地域環境部環境対策室
名張市鴻之台1番町1番地

電話 0595-63-7496

FAX 0595-63-4677

e-mail

kankyo@city.nabari.mie.jp